

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	市場外買付の許可	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第48条第2項第1号	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p>第48条 【略】</p> <p>2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 仲卸業者が、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、市長の許可を受けていること。</p> <p>ア 申請者の氏名又は名称</p> <p>イ 買い入れて販売しようとする生鮮食料品等の品目、数量及び買入れの相手方</p> <p>ウ 当該市場の卸売業者から買い入れることが困難な理由</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。</p> <p>5・6 【略】</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 10日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

* 市場外買付許可申請書は、別紙様式第37号とする。

徳島市中央卸売市場業務条例施行規則

(市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合)

第61条 条例第48条第2項ただし書に規定する仲卸業者が市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって、通常取引において当該部類に属する卸売業者が卸売をしないものがある場合
- (2) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって、通常取引において当該部類に属する卸売業者の卸売のみによっては、当該市場における当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合
- (3) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって、市場外におけるその取引の状況等からして、当該部類に属する卸売業者が卸売することが、価格の面で当該市場における当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合